

第2章

ゴールを見据えた項目の設定を 資本業務提携における 契約締結上のポイント

GCA FAS(株)
公認会計士

香取 武志

【この章のエッセンス】

●資本業務提携における契約については、提携の内容、目的、提携相手との関係性等に応じて柔軟な設計が可能であることに加え、契約書の種類も複数にわたり、その内容も設計次第で多岐にわたるケースがある。

●資本業務提携を行うにあたっては、契約書を作成するために労力を割く以前に、提携の目的、目指すべきゴールを明確化し、その内容に沿った契約書の作成、契約書の中での項目設定をしていくことを心掛ける必要がある。

資本業務提携の類型

第2章では、資本業務提携の類型を整理し、その類型に応じてどのような契約が締結されるか、また、その契約締結時にポイントとなる事項を整理したい。なお、本章では、資本業務提携の一類型とも考えられる、合弁会社・ジョイントベンチャーの組成は扱わず、資本の出し手と受け手があるケースを想定している。

まず、資本業務提携は、提携先の株式を保有するという資本取引の面と、業務提携契約を締結するという2つの要素があり、次に分けられる。

- ① 資本提携
- ② 業務提携

資本提携はさらに、株主間での株式譲渡、発行会社の新規株式発行による第三者割当増資に分けられる。

株式譲渡の場合には株式譲渡契約、増資の場合には出資(投資)契約が締結される。また、株式取得後の事業運営や株式の取扱いについて定めた株主間契約や、主にベンチャー企業への出資の際に取り交わされる財産分配契約も締結されるケースがある。

業務提携については、名称はさまざまあるが、提携目的・内容に応じて業務提携、技術提携、生産提携、販売提携、研究開発提携といった名称で業務提携契約を締結されるケースがある(図表6)。

一方で、別の観点からは、資本の出し手と受け手によって分けられる。

(図表6) 資本業務提携の種類

| 資本業務提携 | | | |
|---------|----------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 資本提携 | | | 業務提携 |
| 類型 | 契約 | | 業務提携契約 技術提携契約 生産提携契約 販売提携契約 研究開発提携契約 |
| 株式譲渡 | 株式譲渡契約 | 株主間契約 財産分配契約 | |
| 第三者割当増資 | 出資(投資)契約 | | |

る。

ここでは、受け手の類型の概念として、厳密に分けられるものではないものの、①ベンチャー企業と②ベンチャー企業(上場企業、非上場オーナー企業等)に分類する。

近年増加しているのは、第1章でも述べたとおり、①ベンチャー企業に対する大企業からの出資、またそれに伴う業務提携を行うケースが多い。

ベンチャーが受け手のケースでは、ファンドからの出資を受けるケースもあるが、ベンチャーキャピタルの場合には純粋に財務的な利益を求めており、業務提携を締結されることはない。一方で、CVCの場合